

氏 名 (法人にあっては名称)	株式会社東名
住 所	三重県四日市市八田二丁目1番39号

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	無		
電 気 事 業 の 概 要	小売電気事業として、個人事業主や中小企業を中心として企業向けに低圧から高圧の電力供給を行っております。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推 進 体 制	カスタマーオペレーション部を中心に、社内各部署と協力し、調達電源のCO2排出量の把握や再生可能エネルギーの導入見込等の情報を連携し、地球温暖化対策を推進していきます。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 及 び 目 標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023年度）	0.473（kg-CO ₂ /kWh）	0.438（kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（2024年度）	極力軽減（kg-CO ₂ /kWh）	極力軽減（kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標（2029年度）	極力軽減（kg-CO ₂ /kWh）	極力軽減（kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標（2034年度）	極力軽減（kg-CO ₂ /kWh）	極力軽減（kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方）		
現時点では、自社発電所での自然エネルギーによる発電量はありませんが、再生可能エネルギーによる電力売買の情報や未利用エネルギー電源の入札情報等収集し、最大限に努める方針です。			

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したもののから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	短期目標 (2029 年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	2030年8月 再エネプラン率(保有数に対し) 70%以上の実現		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	1,125 (千kWh)	36.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	短期目標 (2029 年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	非化石証書を活用・卒FIT電源買取		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	現在未利用エネルギーの利用計画はございませんが、未利用エネルギー電源の入札情報等収集し、最大限に努める方針です。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	自社の火力発電所を保有しておりませんので特にございません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	お客様から、電気使用状況等省エネルギーニーズ等のご要望があればお応えするよう情報提供を実施していきます。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	オフィスでのエネルギー使用を抑制するため社内ではクールビズを促進し、不要な照明をこまめに消す等実施いたします。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。